

第2回 明石市自治基本条例市民検証会議 議事概要

日 時：2024年11月25日（月）9：30～11：30

場 所：パピオスあかし6階 健診室AB

出席委員：新川会長、丸山副会長、有年委員、大野委員、石井委員、崎野委員、堀内委員

1. 開会

2. 議事：制度や検証内容について

(1) 広報制度

広報課：資料に基づいて説明

会長：ただ今の説明について、各委員からご意見、ご質問、検証結果に対する評価はないか。

委員：広報制度には非常に興味を持っている。私は校区の広報誌を年間3回発行しているのだが、ときどき急に発行しなければならないことがある。例えば「泥棒が入った」という情報は急いでお知らせしないとイケないが、私たちの思いをいかに住民の皆さんに伝えるかという点で、やはり難しいところがある。市の作る広報あかしを非常に参考にしながら、校区の広報誌を作成している。

校区の広報誌は、不定期ではあるが年間3回発行している。一方で広報あかしの場合は、自治基本条例に定める広報制度に基づいて作られていて、はっきりした決まりの上で、この素晴らしい、色々なものが出来上がるのだなということが分かった。校区まちづくり協議会もこれから参考にしながら、年間の計画の作成や、誰を対象にするのか、そういうことも含めて、校区の広報誌を作成していきたい。市は計画や自治基本条例に基づき、市政の情報共有をしているし、条例があるからこそ、このようなものが出来上がるということが勉強できた。

会長：高い評価をいただいた。お話からあえて言えば、年間の発行の計画、あるいはその特集される内容等について、あらかじめ市民に周知されると、市民にとって利用しやすいということかもしれない。

委員：私も毎月の2回の広報あかしの発行を大変楽しみにしている。広報あかしは本当に分かりやすく、子供にも親しみやすい素晴らしいデザインで、その原因については先ほど説明があったとおりで、新聞折り込みが中心となっている点で、もっと多くの人に届けることができるのではないかという印象を持った。シルバー人材センターによる個別配達もあるが、それほど認知度が高くないと感じる。申し込みを待っているだけではなくて、例えば転入者に対して、広報あかしの存在を紹介する機会が必要ではないか、というのが1点。

それからもう1点、YouTubeやインスタグラム等のSNSでも積極的に情報発信しているとのことだが、広報あかしとの間で、もっとお互いについての言及がなされればいいと感じた。マチイロやケーブルテレビに関しては、広報あかしの紙面に載っているのを見たことがあるが、公式のSNS等の情報については、紙面にあまり取り上げられていない。「SN

Sもやっていますよ」「紙媒体でも配布していますよ」という相互言及があれば、より市民に情報を届けやすいのではないかと。

広報課：転入者に対しては、「広報あかしをポスティングでお届けできる」という情報をお知らせするようにしている。

また、SNSの存在については、時々紙面で言及しているところだが、その頻度を上げることも考えていきたい。

広報課：1つ追加すると、SNSに関しては、10月から公式LINEを始めている。その中でも広報あかしのチャンネルを1つ置いており、閲覧も徐々に増えている。紙媒体とネットを両立させながら、周知を図っていきたい。

委員：先ほどの説明を聞いて、本当に素晴らしく色々やられている印象を受けた。その中で、私には視覚障害があるが、その立場と、NPO法人の活動も行っていて、そういった市民活動の立場から意見を述べたい。

視覚障害の人の中には、私もそうなのだが、途中で見えなくなった人がいる。今は広報あかしの音声データを送ってもらっているが、最初は必要がなかった。しかし、途中で本当に見えなくなってしまって、音声データが必要になったのだが、読めない状況が結構長かった。たまたま、朗読ボランティアの方に音声データ送付のサービスの存在を教えてもらって、それで初めて知った。やはり、こちらから探しに行かないと見つけられない情報があるのかなと思う。キャリアウーマンで働かれている方とお話ししたときに、「私たちは、ホームページがあります、SNSがありますって言われても、家に帰ってそれを見る時間がない。」と言っていた。だから、通勤経路の途中に、ポスターや電光掲示板で「広報誌が発行されています。」とか「公式LINEが新しくできました。」という情報があれば、電車待ちの時間で見ることができる。「自分から情報を取りに行くのが難しいから、たまたま通ったところで目に入る状況があれば嬉しい。」というご意見なので、お伝えしておく。

そして公式LINEは、私も登録しているが、本当に色々な情報が随時届いて、今まで知らないことがたくさん受け取れるようになったので、すごくありがたい。

広報課：途中失明の方や、個々の障害のご事情というのは、広報課もなかなか把握できておらず、アプローチができていない部分がある。ご意見は大変参考になった。毎年、障害福祉課が発行している「障害福祉のしおり」の中では、広報誌を発行している旨のご案内をしているところだが、もう一步踏み込んで情報発信する必要性を感じた。また、通勤の待ち時間で気軽に見ていただける情報発信のあり方については、大変参考になった。

委員：父親目線の立場では、すごくいいなと思うのだが、広報あかしは、例えば企業に配布はしているのか。

広報課：企業には配布できていないが、新聞を取っている事業所であれば折り込みに入っている。

委員：自分の会社ではWEBメディアを使うので、新聞を取っていない。会社の代表の立場としては、企業目線の情報は対象外かもしれないが、そういう情報があれば、働いている世代や今

から働き出すような若い世代の興味を得るのではないかと感じたのが1点。

次に、明石は移住者が多い街で、明石のことを本当に好きかということ、ただ住んでいるだけという人もいますので、今回の選挙の投票率がすごく上がってよかったと思う。新しい人たちの街への愛着など含めて、明石のあり方とか、そういう意識が上がるような紙面にしていってほしい。興味を持つ人がもっと増えて、一部の世代ばかりが見ている紙面だと思うので、興味を持つ人がもっと増えれば、経済人として嬉しい。広報あかしは、毎回見ているのだが、そういう視点もあるのかなと思う。

広報課：企業向けの情報が少ないというのは、おっしゃるとおり。補助金の紹介などの、制度の案内が掲載されているぐらいなので、ご意見を参考にさせていただく。街が好きになる紙面づくりという点では、最近では、頑張っって色々な活動されている市民に登場していただいて、一緒にまちづくりを進めていることをお知らせする紙面づくりを心掛けている。

委員：先ほどの事業者目線のご意見に関連するのだが、庁内検証の観点として「どうやって配布するか」「どうやって広報するか」という方法に着目されていると思う。条例第21条には、「市民が必要とする情報を的確に把握するとともに」と書かれているので、方法だけではなく、「何を上げるのか」「何を広報するのか」という内容に関しても、あり方を考える必要があると思う。市民が必要とする情報を的確に把握するため、何か工夫されていることはあるのか。

広報課：市民アンケートで、市民の意見を聴く取組をしている。また、ニュース報道、最近だと、今年の1月に大きな地震があったことを受け、紙面を急きょ差し替えて地震に関する情報を掲載した。絶えずアンテナを高く張って、市民が求めている情報が何なのかを考えながら、紙面づくりを行っている。

委員：先ほどから、いかにして情報を届けるかという観点からのご意見が出ている。新聞折り込みやSNSを通じてというところだが、行政からの情報を受け取りたい、又は受け取るべき人は、色々な意味での弱者の方が多い。行政サービスでこれだけのことが本来なされているのに、その情報を知ることができないのは、本当にもったいない。いかにして弱者の方に届けるのかという点では、行政全体としては把握している部分も多いかと思う。広報課では把握してなくても、障害福祉課で把握している、生活福祉課で把握しているなど。そういう方や転入者に対して、毎回だとコストがかかるだろうから、年に1回でも確実に届くような仕組みを作ってはどうか。行政組織として広く見れば一体なので、縦割りにならず、横との連携をすることで、いろいろ配布の道を広げられるのでは。

広報課：配布方法は、従来からの課題。新聞折り込みは、10年前は10万から9万部ほどだったが、年々減少し、今は5万1000部まで減少している。それを補完する形でポスティングやSNSは増加しているが、ご指摘のとおり、情報弱者にきっちり届けるため、民間企業やシルバー人材センターに毎年ヒアリングしながら、継続して配布していくための長期的な視点も必要である。費用対効果も検討しなければならない。広報課もこれで満足というわけではなく、毎年ヒアリングしながら、方法を検討している途中。これからどうしていくか、明確にここではお答えできないが、大きな課題として認識している。

委員：毎月1日と15日に広報あかしが届いたら、地域のつどい場に仲間が集まって一緒に読むことにしている。仲間と一緒に、地域の弱者の方々に対して提供すべき情報について、「この情報は、あの方に教えてあげてはどうだろうか」というような話をしている。そのような、すごく貴重な井戸端会議の機会となっているのが、広報あかしである。

そういう中では、ペーパーに書かれた確かな情報でないと次の方に提供できない。行政が一方的に情報を流しているというご意見もあるかもしれないが、私たちが欲しい情報がしっかり届いていて、1日と15日には、その情報を支援の必要な方などに広げていって活用できている。広報あかしは、私達の地域にとって、地域の協働のまちづくりと一体になった理想的な情報共有できる媒体である。評価はすべて○である。

委員：検証3の4番の項目に、「アンケートで9割の方が読みやすいと回答」と書かれているが、どういう方にアンケートを取ったのか。

広報課：明石市にお住まいの18歳以上の方を無作為抽出した。特にこちらでバイアスをかけているわけではない。

委員：広報あかしを紙媒体で読んでいる人たちだけがアンケートに答えているわけではないのか。

広報課：読んでいない方も含まれている。

委員：自己評価が結構高いので、情報収集が足りてないようにも思うのだが、どうか。

広報課：例えば、内容が偏っているのではないか、などの厳しいお電話やメールをいただくこともある。

委員：「偏っているのではないか」とか「市長の意見を代弁しているだけ」という点については、パブコメでも意見があり、なるほどそういう見方もあるなど感じる。しかし、私自身が市政に関心を持ったきっかけが広報あかしで、明石市への帰属意識のようなものも養えた。むしろ私としては、広報あかしは市民ひとりひとりが参画と協働を意識するきっかけになっていると思う。そういう意味では、中立性は本当に大事だし、これがいいと断言はできないが、メディアで取り上げられる市に関する時事的なニュースについて、市としての考え方を発信することによって、広報あかしや市政に注目が集まり、市民が市政を自分ごととしてとらえるようになる可能性あるのではないか。

あと、先ほど言及があったアンケートについて、発送が3,000件に対して回答率が31.2%ということは、結構多くの方が未回答である。このことから、広報あかしについての認知度の更なる普及が必要であると感じた。

委員：紙面の内容が偏っているというご意見について、私は憲法学が専門で、民主主義の分野についても研究している。国や政府が情報発信することを政府言論というのだが、これは非常に重要である。「明石市としてどういうスタンスなのか」ということをしっかり伝えておかないと、市民が市政について考えることができなくなる。行政としての一定のポジションを打ち

出すこと自体は、民主主義にとっては実はかなりいいことであり、紙面づくりにそういう面があったとしても、それを続けていくことがいいのではないかと。

一般の市民の方は積極的に行政の施策をチェックしているわけではない。そういう意味では、普通に暮らしている市民が市の施策を理解するために、こういった広報誌はとても役に立っている。

会長：いろいろご意見をいただいた。全体に広報制度の運用については、検証1から3の各項目に沿って進めているということでご了解いただきたいと思うが、個別には、若干の問題点を指摘いただいた。

1つ目は、広報、情報の届け方が市民の皆様方のそれぞれのご事情に適しているかどうかという点について、皆様から色々ご意見をいただいた。一般的に多数派と言われている方々もどんどん変化をしている。少数派の方々も、ご事情は本当に様々である。どこまできめ細かく対応できるか、そうしたところでどう届けていくのか。これまでは、「ご要望があれば」、というプル式のやり方だったが、もっときちんと届けるためには、プッシュ型も考えていくべきだろう。

2つ目はやはり、その情報の中身、内容についてのご意見だ。市の広報である以上、市政について市民の皆様方にお知らせすべき情報は、好むと好まざるとにかかわらず、お届けしなければならない。同時に、広報をたくさんの市民の方々のものにしてもらうためには、市民の皆様方のお気持ちや、市民として生きていく上での励みになるような情報も考えていかなければならない。その点でも、そうした届けるべき情報と、そして、市民の皆様方とともに作っていく情報があって、バランスをどう取るのかが改めて問われているのだろう。

市民とどのように上手に協働していくかというご意見もあった。広報誌、SNS、口コミなどの性質を考えながら、社会情勢に適合した情報の出し方、届け方になっているのか精査していく必要がある。残念ながら、広報誌そのものはどんどん発行部数を減らさざるを得ない状況の中で、どう組み替えていくのかを考えなければならない。もちろん、自治基本条例の基本原則については、それに則した見方がされているが、これらについても、本当に広報計画が適正だったのか、それが市民の皆様方に透明度の高い形で示しているのか、更には、その前回の効果というのが、具体的にどう評価をされているのかといったようなことについて、自治基本条例では計画的に評価をし、実行していくということが求められている。この辺りは、まだ検討の余地があるのではないかとご意見をいただいた。とりあえずのまとめだが、広報制度については以上でよろしいか。

評価結果については、事務局に案を作ってもらい、改めて委員同士で相談しながら作成することとしたいと思う。

(2) 情報公開制度

市民相談室：資料に基づいて説明

会長：ただ今の説明について、各委員からご意見、ご質問、検証結果に対する評価はないか。

委員：請求のうち90%以上が公開されているという説明だったが、検証シートを見ると部分公開が結構多い。部分公開に対する不服申し立ての件数は何件あったのか。

総務課：審査請求の手続は総務課が所管しており、審査請求件数自体は把握している。しかし、全体のうち、公開請求に関するものが何件あるのかについては、精査しなければならない。審査請求制度は、行政手続制度のところで詳しく取り扱うつもりなので、その時にしっかりデータをお示しする。

委員：私は今、まちづくり協議会の会長だが、20年ほど前は自治会長をしていた。その時に、ごみ屋敷の問題で自治会は個人情報を知りたかったのだが、行政が個人情報を教えてくれなかった。当時は行政と戦っているような時代だったのだが、4年ほど前に同じようなことあったときは、行政から個人情報を提供してもらった。もちろん、それは許される範囲での共有だと思うが、地域と行政が連携することでごみ屋敷の問題は解消した。この20年ほどでかなり個人情報の公開が進み、それによって参画と協働が進んだ。まちづくりをする立場からいうと、非常にやりやすくなってきた。30年近く前は、行政が情報提供するのをもったいぶっていたが、今は本当に協働しながら、市民と一緒に問題を解決しているという1つの大きな事例である。個人情報の公開は、駄目なときは駄目なのだが、必要なときには提供してもらって、地域と一緒に問題を解決していくことが、住みよいやさしいまちに繋がると思う。

会長：的確な情報公開によって、様々な地域の課題が解決されるという事例だ。

委員：2点質問する。1点目が資料の2ページについて、公文書公開請求をして公開を受ける方法と、情報提供という形で受ける方法があるとのことだが、それぞれの違いは何か。2点目が、公文書公開請求の方法は簡単との説明だったが、おそらく特に市政に関心がある方以外にとってはそんなになじみがないと思う。公平・透明性にも関わるが、不特定多数の市民が平等に市政に関する情報を得られる制度であるためには、窓口の運用や案内の仕方も非常に重要なポイントになってくる。何か工夫されていることはあるか。

市民相談室：1点目。実施機関が持っている資料を、公開請求がなくとも提供できるときは情報提供をしている。例えば、保健所の食品衛生、医療関係の届出関係の資料は、公開請求をしなくとも情報提供しており、動物センターも同様のことをしている。公開請求が郵送で送られてきた場合に、情報提供で対応できるときは、担当課に繋いで情報提供を優先することがある。

2点目。市政に関心がある方、市民に限らず市外にもたくさん請求される方がいる。では一般市民の方はどうかというと、公開請求自体は簡単とはいえ、関心がなければなかなか公開請求されない。現在はホームページに、公開請求の方法や様式を掲げている。

総務課：自治基本条例の自治の基本原則は、市政への参画・協働のまちづくり・情報の共有。この情報共有というのは、市民に積極的に情報発信して、みんなで情報を共有しようという、とても大事な考え。公開請求というのは、あくまでも特定の相手方に対してのものである。行政としては、まずはオープンにできる情報はきっちりオープンする、情報公表が大切であると考えている。違いは冒頭説明があったが、先ほどの広報制度は、この公表の最たる例である。明石市では、積極的に行政情報を公表し、市民と情報を共有している。公表には馴染まない場合も、特定の方から情報の提供を求められたときは、可能な限り情報を提

供している。広く公表するのになじまない自分自身が関心のある情報などは、公文書の公開請求制度を利用してもらっている。これら公表・提供・公開請求をきっちりと運用することで、市政に関する情報を市民と共有している。公表、提供の大きな役割を担っているのが広報課で、公文書の公開請求の担当部署が、この市民相談室である。

委員：3点質問がある。1点目は、補足説明資料14ページについて、「市が附属機関である明石市情報公開審査会で毎年報告し」とあるが、5ページには「法改正によって、情報公開審査会から行政不服審査会に変更」とある。情報公開審査会は、まだ残っているのか。

市民相談室：そのとおり。審査請求に対する審査の部分は行政不服審査会で、それ以外の部分については、現在も情報公開審査会の担当である。

委員：2点目。情報公開請求の受付は窓口か郵送でということだが、例えばメールで受け付けて、pdfで返すということは行われているのか、又は行う予定はあるのか。ペーパレスのご時世なので、少し気になる。

3点目は、公開制度を支える上で大切だと思うのが公文書自体の作成であるが、作成自体をしていないことがある。例えば教育委員会などは文化が違うのか、他の自治体を見ていると文書を作成しないことが多いようで、何度か驚いたことがあった。こまめに文書を作成して残すことが、最終的には協働・参画に繋がると思うので、その点について何か工夫、意識していることはないか。

市民相談室：2点目について、現在、メール、ファックスでの受け付けはしていない。pdfでの公開については、pdf化が容易な場合に、データをCD-ROMにコピーして交付することは行っている。市全体が申請方法を電子請求に移行しており、現在は公文書公開についても検討段階である。

市民相談室：公文書の作成については、ご指摘のとおり何を公文書に残す・残さないか、各部署の判断によって様々な状況である。基本的には公文書の管理に関する規程に従って、市政情報はできる限り文書に残す方向で動いているが、部署によって、もっと文書に残した方がいい事例はあると思う。これまでも社会問題として、文書が残ってない事例が国でも発生している。今後しっかりと市全体として、文書管理を徹底していく必要があるだろう。

委員：障害のある人、弱者と言われる人は、あまり情報公開の知識がないように思う。1つ例があるので伝えたい。1人の障害のある方が、自身の情報を市に提出した。何年か経って、前に提出した情報と違っているかもしれないので、自分で改めて見てみたいと問い合わせた。すると、職員が「個人情報と公文書の公開に当てはまらないので、答えられない。」と回答したそうだ。しかし、情報公開と個人情報は、一括りで考える市民が多いと思う。だから、「公開請求はできないけれども、ご自分の個人情報ならば開示できる。」という説明をしてもらえばよかったのに、「できません」の一点張りで終わってしまったという残念な報告を受けたことがある。市民は、個人情報と情報公開を一括りに考えてしまう。職員が制度の違いをしっかりと認識して市民に伝えていく役目を果たさないと、情報公開制度に対して市民の意識がい

かないと思う。

市民相談室：まさにおっしゃるとおり。市民は、自分の情報を公開してほしいという理由で情報公開という言葉が使われたと思うが、担当部署が情報公開と個人情報縦割りにして、切り分けて考えてしまった弊害の出た事例だと思う。職員が制度を分かっていたら、別の方法を案内することができたろうし、例えば行政情報センターに案内できていれば、また結論は変わったかもしれない。ご意見をいただいて、行政情報センターとして、職員に対する周知をしっかりとやっていこうと思う。

会長：他の制度との関連をどのように正確に市民にお伝えするか。それは行政情報センターだけではなくて、全庁的な課題だ。

ここまで、情報公開制度についてご意見いただいた。基本的には、制度としてきちんと機能、運用されているということで了解いただけたと思う。ただ、その中でいくつか論点があった。大きな1点目は、情報公開制度そのものの方法だ。市が持っている情報は、基本的には市民のものであるという大原則のもと、情報の共有について実際の大きな運用を掲げたのがこの自治基本条例だと思う。業務の中で、そうした趣旨に沿った運用がされているのかというのが、大きくクローズアップされたと思う。論点は、市民の皆様方に情報の公表、提供、公開請求の内容、仕組みがそもそも周知されているか。その点については、色々なご意見が出た。大きな2点目として、制度の利用に際して、市民の方々がアクセスしやすい仕組みになっているかどうかについて、検証が十分だったかどうかという点にご意見をいただいた。ネット申請などの話もあったが、先ほどの2つの審査会の話でいえば、こうした手続を市民の皆様方にしっかり認識してもらわないと、自分がどういう位置に置かれているのか、極めて不安定な状況というのを生み出す可能性もあろうかと思う。

大きな3点目として、情報公開の仕組みを支えるのは、そもそもの情報を的確に作成し、保存管理しておくことが前提の制度だ。最近、電話のメモは公文書に当たるという判断がされることがある。今後ネット化が進む中で、丁寧な文書づくり、又はそもそもの情報づくりについてどう整理していくか考えなければならない。市として、情報公開制度を支える公文書の管理に係る仕組みを充実していかないと、対応できないように思う。

最後に情報公開制度の根幹として、広報制度、個人情報保護制度とも関わることだが、市の情報に関わる制度が縦割りの中で利用されるのは、市民にとっても行政にとっても、不幸だと言わざるを得ない。今後どのように改善されるのか、難しいところもあるが、検討の余地があるのではないかとご意見をいただいた。

以上で、情報公開制度についての検証を終わりにしたいと思う。

(3) 個人情報保護制度

市民相談室：資料に基づいて説明

会長：ただ今の説明について、各委員からご意見、ご質問、検証結果に対する評価はないか。

委員：本件に関しても、請求のうち90%を公開していると説明があったが、検証シートを見ると部分開示が多い。こちら、やはり行政手続制度の検証で改めて検証するのか。

次に、情報公開制度の検証でも他の委員からご指摘があったが、一市民としては自分の情報

を自分でコントロールしたいという思いが強くなる。そのため、公開請求の方法は、窓口や郵送だけでなく、オンラインで行えればよいと思う。先ほどの説明では、市全体で電子化の取組を進めていくとあったので、今後を期待する。

総務課：情報公開制度、個人情報保護制度のいずれも審査請求は一元化されているので、全体で何件の請求があって、そのうち何件に対して審査請求が行われたのかということは、行政手続制度の検証までに整理しておく。

委員：パブリックコメントの中に、情報公開制度に関してすごく長いご意見がある。その中で、行政不服審査法の手続を、情報公開審査会から行政不服審査会に移管したことにより、情報公開請求のハードルが上がり、異議申し立ての結果が減少しているのではないかとある。こういうご意見について検証するためには、各項目別の異議申し立ての数を把握することが必要だと思うので、説明を期待している。

総務課：分かりました。

委員：まちづくりの観点から、個人情報の活用については非常に困惑している立場だ。平成29年頃に制度の一部が変わったのかもしれないが、小学校に入学する児童の名前と住所を、子ども会を構成するために小学校に要望すると「個人情報保護の取扱いが非常に厳しくなったので公開できない」と言われた。結果的に入学する子どもの存在が分からなくなり、最終的には子ども会がなくなってしまった。PTAの活動も個人情報がネックになってどんどん衰退していった、潰れるかどうかといった困った状況である。個人情報を守ることは大事だが、まちづくりの色々な活動、協働と参画を行う上では、弊害になっていると思うことが多くある。高齢者についても、校区を通じて行う75歳以上の敬老会の名簿は、明石市からいただけるが、自治会で開催する敬老会の対象者の名簿については、公開してもらえない。個人情報を守ることは大事だが、そういった公共的な地域の活動の中で、個人情報が弊害にならないようにする方法はないのか、もう一度検討してほしいというのが、まちづくりをする者としての思いである。

市民相談室：ご指摘のとおり個人情報の取り扱いは悩ましいところがあり、ご本人の同意がないまま本来の目的と違う目的で他の方に提供するのは、なかなか難しいところがある。ただ、例えば災害や緊急性が高い案件などの場合に、例外的にできるケースもある。法律や条例に基づいて、子ども会、PTA、地域の活動を行う中で、どこまでのことができるのか、いろんなご意見を確認しながら進めていきたい。

委員：先ほどのご指摘は、個人情報の第三者に対する提供の問題だと思うが、私が普段、自治体の職員と話していると、令和5年4月に個人情報保護法が施行されたことで、職員の中でも結構混乱が生じていて、どういう要件で個人情報を提供すればよいか、悩みながら判断していることが多いように感じる。そこで、市民に対して公平、公正、透明な制度であること的前提として、職員が個人情報保護法の運用についてしっかり理解する必要がある。職員研修等も実施していると思うが、国の個人情報保護委員会が出している行政職員向けのガイドラインやQ&Aがすごいスピードで更新されていて、職員もついていくのが大変だと思う。明石

市でも、研修や周知がされたいと思う。

市民相談室：法律が変わり、個人情報保護制度について職員がしっかり認識しておかなければいけない。行政情報センターではガイドや手引きを職員に周知しているが、まだまだ不十分な面もあると思う。国の運用も変わりやすいので、しっかりと対応できるようにしたい。個人情報への市民の関心も高く、自己情報コントロールということで、自分の個人情報を出して欲しくない方もいる。職員として、市民の個人情報についての意識が変わってきていることを実感している。しっかりと対応できるように、研修等も含めてやっていきたい。

委員：個人情報保護制度に関しては全国一律の法律があるため、各自治体がいい意味の個性を出すのは難しい状況にあると思う。その中で、施行条例の中で標準処理期間を短くするような努力をしている点は、非常に高く評価されて良いと思う。

先ほど個人情報の過保護の事例が挙げられていたが、法律は個人情報の保護だけではなくて利活用というところを強調している。そういったところを、今一度、庁内で研修や検討をするのが良いと思う。

先ほどの情報公開からの流れで思ったのだが、窓口で直に市民と接する職員は、情報公開や個人情報保護についての一定レベルの知識が必要になる場面が多いのではないかと。先ほど研修をしているとの説明があったので、具体的に、研修や周知の方法について教えてほしい。

市民相談室：大々的な研修という形ではなく、事務の手引きを出したり、担当部署から相談を受けた場合に、個別に制度の説明をしたりしている。窓口職場はもちろんだが、市役所には人事異動も多くあるし、窓口職場でなくても個人情報の取り扱いが必要なのはどの部署も同じである。全体的な研修も含め、今後どのような方法があるか、考えていきたい。

総務課：総務課もコンプライアンスの徹底のため、テーマを変えて定期的に庁内広報誌を作成し、周知しているところであり、今日ご指摘いただいた点は極めて大事な点であると思う。窓口に来られた市民に情報公開請求、あるいは情報の共有をするために情報提供をするなどは、現場判断になると思うが、そもそも制度そのものを知らない職員がいるかもしれない。ただ一方で、判断を間違えれば大きな問題にもなりかねないため、市全体の大きい問題だと捉え、コンプライアンスの観点からも、できることをやっていきたい。

委員：マイナンバーカードの作成について、私は行政のセキュリティレベルは非常に高いと思っているが、そう思わない人もいる。一般市民は、行政の個人情報保護に対する何らかの不信感のようなものはお持ちだと思うが、その点どのように考えているか。

情報管理課：個人情報セキュリティーについて、役所の個人情報は、インターネットや業務のネットワークから独立したところで管理しているので、外部に漏れる心配はない。マイナンバーカードは作成しておくとして、例えば何か申請するときには所得証明書や住民票の提出を省略できる大きなメリットがあるので、作成していただければありがたい。

委員：マイナンバーカードの普及率は、行政との信頼関係だと思うので、そういうところの観点から質問させてもらった。

総務課：マイナンバーは1人1人に与えられた、非常に大切な情報であり、より厳重に管理している。もし職員が紛失、漏えいしたときは、厳しい罰則規定がある。そのあたりもきっちりと認識しながら、適正に事務を進めていかなければいけない。私もマイナンバーを取り扱う部局にいたが、マイナンバーが記載された書面は鍵つきの金庫に保管するなど、運用は徹底していた。

会長：個人情報制度は、基本的には自治基本条例に沿って運用されているというご意見だったと思うが、いくつか問題点も残っている。

1点目は、本当に適正な運用がされているかどうか、必ずしも十分な確認ができていないのではないかということだ。部分開示、非開示の理由をきちんと明らかにし、運用の役に立てるといった観点かと思う。

2点目は、自己情報開示請求権に基づいた請求の方法である。本当にわかりやすい丁寧な仕組みになっているのか、オンラインはどうだろうか、訂正請求等々が容易にできるのか、というところの点検・検証が論点だろう。

3点目は、個人情報保護制度だけではなく、情報公開制度も含めて、職員の方々が制度をきちんと理解できる体制になっているのか。担当課内でのOJTは理解できるが、一方で個人情報制度は法令に基づく制度なので、国の動きをしっかりと踏まえておかなければならないという特徴がある。個人情報保護委員会の動き等について、定期的に職員の間で共有をしていく、又は必要な研修を繰り返していくことが必須になったので、その点も今後の課題だろう。

4点目は、市として、個人情報保護制度をきちんと運用するために、もちろん守らなければいけないところもあるが、利活用もしっかり考えていかなければならない。ここは市が法令の解釈を、どのように丁寧に行っていくかとも関わって、今後の課題ということになるかと思う。

個人情報の保護は、社会活動の障害になっているとのご指摘もあった。自己情報コントロール権を踏まえつつ、一方で個人情報が社会公益にどのように有効な効果を及ぼすかという点について、丁寧に議論をしながら利活用を考えていかなければならないとのご意見だった。それでは、この個人情報保護制度についても、今日の議論を踏まえて私たちの検証結果を取りまとめていきたいと思う。本日のところは、以上です。

事務局：次回は1月30日（木）の午後2時から、市民参画制度、協働のまちづくり制度を検証していただく。現時点の暫定版の資料は机上配付しているが、正式な資料は2週間前までに市のホームページで公開するとともに、また会議当日にも改めて配布する。検証が終了した本日の3制度から、随時、事務局が検証報告書の素案に取りまとめを行い、議事録とともに委員にお送りするので、確認いただきたい。

また今後、市民の皆様からご意見をいただくため、自治基本条例検証会議についての意見受け付けフォームを作成した。いただいた意見は、委員の皆様や制度所管課と共有し、検証の参考にさせていただく。

3. 閉会